

桜花の候 宮崎県防衛協会青年部会 宮崎支部会員の皆様には、恙なくお過ごしのことと拝察申し上げます。また皆様には日頃より当支部運営に際し格段のご高配を賜り、深甚なる敬意と重ねての感謝を申し上げます。

さて「武漢肺炎」の世界的蔓延に伴い、WHO も漸く「パンデミック」の表現で世界各国に警鐘を鳴らしてその対応を促しましたが、時既に遅く「武漢肺炎」発生当初から中国寄りの発言を繰り返したテドロス事務局長への批判が殺到しているとの報道も流れているようです。

そのあおりを受けて 3 月に予定されていた自衛隊関連行事は全て中止及び延期となり、JAL の航空券 9 件とホテル 6 泊分はやむなくキャンセルしましたが、電話口で「武漢肺炎が原因」と告げると、JAL やホテル等の解約手数料は一切不要でした。

現時点で 4 月の自衛隊関連行事も延期や中止のご案内が関係部署から届いており、早速 JAL 航空券を 4 件、ホテル予約を 3 泊分キャンセルしましたが、これにも一切解約手数料は掛からず、いくらメジャーな JAL とも云えどこの状態があと数ヶ月も続けば持ち応えられないと感じます。

先月末の或る夜、市内大手酒屋の相談役から「酒の売り上げが前年同月比-40%と落ち込み当社としても死活問題だが、自社ビルのテナントさんは更に大変だろうと考え、取り敢えず来月分の家賃は頂かない事にした。」と話され、何とその未収分家賃は月額 1800 万円との事でした。

政府も特措法を立ち上げ対策本部を設置して「緊急事態宣言」も視野に入れて動き始めたようですが、日銭を稼いで糊口を凌ぐ一般庶民の「経世済民」が、先ずは急がれます。

今月も小川先生のメルマガからタイムリーな記事をご紹介しますのでご一読下さい。

・埼玉アリーナと緊急事態宣言

さいたまスーパーアリーナでのキックボクシング団体「K-1」の大規模イベント開催(3月22日)のニュースを見ながら、つくづく思いました。西村経済再生担当大臣と大野埼玉県知事の自粛要請に対して、主催者は次のようにコメントしています。

「発表している大会をちゃんとやるのがわれわれの仕事」(中村拓己プロデューサー)K-1 側では、来場者にマスクを配布、入場口ほか各所に消毒液の設置、サーモグラフィーの設置、ミネラルウォーターの配付、会場の扉を開けて常時換気、場内の撮影会・握手会は行わず、物品販売

も会場の外で行う等の対策をとったとしています。大会後のパーティーも行われませんでした。

これに対して、大野知事は、要請以上のことはできなかったとニュースにコメントしていました。確かに、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(3月14日施行)には次のようにしか書かれていません。

「都道府県知事は、期間を限定して、学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の利用施設(劇場・映画館・体育館など)の管理者・催物主催者に、施設使用や催物開催の制限・停止などを要請できる。(第45条2)」

強制的に中止させることなど、やりたくてもできないということになりますが、それでよいのでしょうか。6500人も観客が、政府の専門家会議が示したコロナの集団感染の3要件(換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話や発声)に全て触れる状態で集まれば、集団感染が起きないと思えるほうがおかしいでしょう。

追跡調査をできるように、入場者には名前と連絡先を記入してもらったと言いますが、感染者が大量に発生し、全国に散らばっていった場合、それで主催者は責任をとることができるのでしょうか。本当の氏名、連絡先を書くとは限らないでしょう。その主催者の説明を受け、それ以上の措置をとらなかった政府は、感染者が発生したら、どのように対処するというのでしょうか。

そして、各方面からの懸念を裏づけるように、24日には観客の中から発熱を訴える人が出たとの情報が飛び交い、ネット上で騒ぎになっています。観戦した翌日の発熱ですから、潜伏期間を考えるとK-1を観戦した結果とは思えませんが、気になるニュースです。

法律的に自粛を強制することはできないにしても、そういう説明をする主催者に対して、実際に感染者が発生し、拡散していった場合の具体的な責任の取り方を問い詰めるべきではなかったのでしょうか。答えられるわけがないのです。答えられなければ、開催を認めないと通告すべきですし、あのイベントに限定して速やかに緊急事態を宣言すべきだったのです。「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」は次のように明記しています。

「第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な

被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により**国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態**(以下「**新型インフルエンザ等緊急事態**」という。)が発生したと認めるときは、**新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示**(第五項及び第三十四条第一項において「**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を**国会に報告するものとする**」

6500 人の観客を入れて新型コロナウイルスを全国に拡散する一線を越えたということは、**国民の生命に対して危険な行為に及んだ**ということですし、人権を侵害したことになるのです。

いかに法的強制力が備わっていないといっても、**このイベント限定で緊急事態宣言を出せば、それを無視して開催強行とはいかないでしょう。これが、法制度を弾力的に運用する**ということではないでしょうか。**政府も埼玉県も、おそらくは開催自粛を強制すれば裁判になるし、損害賠償の問題も生じるかも知れない**ということで、**責任を放棄したのだ**と思います。

しかし、考えてみてください。**ビジネスに伴うリスク**という点では、**台風や地震でビジネスを継続できなくなるのと同じ**なのです。主催者の立場になれば、**たまったものではありませんが、これが災害なら文句をいう相手もいません。自粛要請だから、なんとか開催に持っていこうと理由を述べる**のです。

私は主催者を責めるよりも、**機能しない法制度を政府が可及的速やかに改善**することを希望したいと思います。(小川和久)

現行の法制度の中にも罰則規定や強制力が無いために実効性を伴わず「ザル法」と呼ばれる法律があることは承知していますが、**所詮要請やお願ひだけでは国家の非常時に対応できる訳もなく、戦前の国家総動員法でも彷彿とさせるのか現行の非常事態宣言でさえまるで「熱きに懲りて繪を吹く」かの如き、野党等の発言や有様に「憲法改正、道なお遠し」の感は否めません。密閉空間・密集隊形・密接距離の「3 密」に留意して、この国難を乗り切りたいと存じます。**
令和2年4月1日

宮崎県防衛協会青年部会 宮崎支部長 小 倉 和 彦